

## 令和4年度 第7回頸城区地域協議会次第

日時：令和4年9月28日（水）  
午後6時30分～  
場所：頸城コミュニティプラザ  
2階 203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議 事 項

- (1) 自主的審議事項（（仮称）地域独自の予算）について
- (2) 地域活性化の方向性について

4 報 告 事 項

- (1) 「新市建設計画の変更について」の諮問に対する答申について

5 そ の 他

6 閉 会

## 各地域協議会による「地域活性化の方向性」の作成について（お願い）

### 1 「地域活性化の方向性」の作成目的

地域協議会による地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間の認識の共有はもとより、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考としたいことから、地域において特に重視したいこと、大切にしたいことを、各地域協議会において「地域活性化の方向性」として作成するもの

- ◎用途 (1)自主的審議、元気事業、意見書、地域への働きかけの取組における、各地域協議会及び総合事務所、まちづくりセンターの共通認識  
(2)市の取組の企画の参考とする考え方
- ◎作成主体 各地域協議会

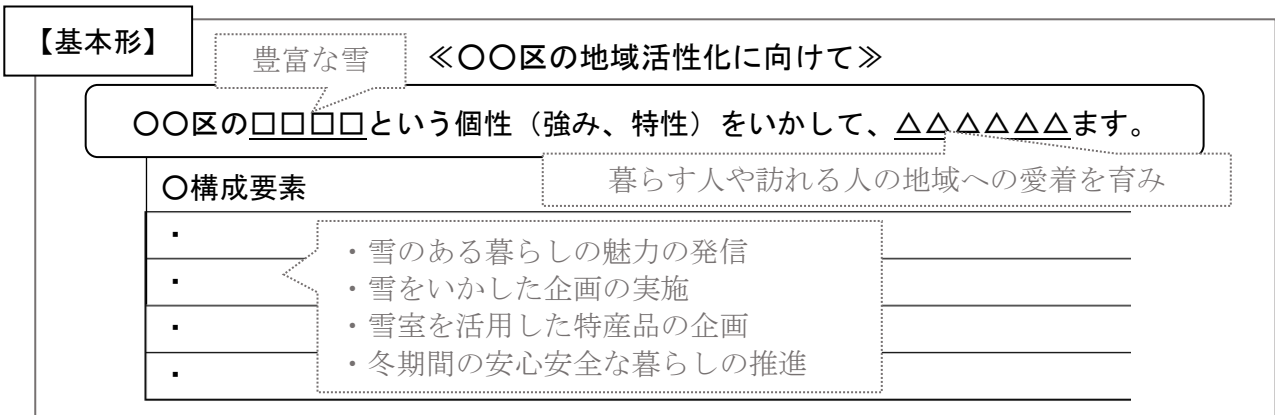
### 2 「地域活性化の方向性」の作成の着手時期

各地域協議会において、令和4年度に地域活性化の方向性の作成を始めるようお願いします。

### 3 「地域活性化の方向性」の内容

- ・幅広い分野（地域資源・産業・観光・農業・自然・風土等）の中から、各区の個性や特性をいかすことで、地域の活性化につなげるもの。
- ・地域の課題解消や現在の状態をさらに良くすることで、地域の活性化につながるもの。
- ・方向性の構成要素は、おおむね1～5つ程度で作成願います。

※全区で作成し、市民からも見ていただくため、一定の分かりやすさを必要とすることから、構成、書きぶりについて、下記の基本形に沿って作成願います。



### 4 「地域活性化の方向性」の作成後の取扱い

- (1) 各地域協議会の自主的審議のテーマの選定、元気事業や意見書の内容等を制限するものとはしません。
- (2) 他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）を妨げるものとはしません。※協力して取り組むことで互いが良い方向に進める事項については、積極的な連携を考えていくことが想定されます。
- (3) 地域協議会による作成とするため、市全体の方針や考え方と異なる方向性（構成要素含む）の作成も可能ですが、そのような内容とする場合は、市の一体性の確保や公益性との間で整合を図ることができないことから、その方向性に基づく取組を市が行うことは困難です。

### 5 「地域活性化の方向性」の作成手順 ※令和4年度に次の①②を開始

- ①各事務局から地域協議会へ作成を依頼
- ②各地域協議会で作成（例：2～4回（アイデア出し1～2回、話し合い1～2回、まとめ1回など）。会議の後半の時間などを使って）
- ③完成

# 頸城区の地域活性化に向けて

## 「住みたい、訪れたい」まち頸城区

### ○構成要素

- ① 大池・小池を活かした観光
- ② くびきのお宝（レールパーク、館）の活用
- ③ 季節の花が咲く通学路、ポケットパークの整備
- ④ 外国人の交流とファーマーズマーケット（買い物難民対策等）の企画
- ⑤ 情報発信、子どもの楽しむ場の創出



資料No.2

令和4年9月14日

上越市長 中 川 幹 太 様

頸城区地域協議会  
会長 上 村 闈 一

新市建設計画の変更について（答申）

令和4年8月9日付け上企第29045-22号で諮問のあった、諮問第88号：新市建設計画の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。